

平成25年度北九州市決算



©いたん北九州市



北九州市環境マスコットキャラクター
「ていたん」と「ブラックていたん」

©ブラックいたん北九州市

平成26年8月

北九州市

目 次

平成25年度決算の概要	1
1 一般会計	2
(1) 概要	2
(2) 歳入の主な特徴	3
① 市税収入	
② 地方交付税等	
③ 市債発行額	
(3) 歳出(性質別)の主な特徴	5
① 義務的経費	
② 扶助費及び福祉・医療関係繰出金	
③ 投資的経費	
(4) 財源調整用基金残高	7
(5) 市債残高	7
2 特別会計	8
3 企業会計	8
(1) 上水道会計	8
(2) 工業用水道会計	8
(3) 交通事業会計	8
(4) 病院事業会計	8
(5) 下水道事業会計	8
4 平成25年度における収支改善の取組み	9
5 健全化判断比率等	10
(1) 実質赤字比率	10
(2) 連結実質赤字比率	10
(3) 実質公債費比率	10
(4) 将来負担比率	11
(5) 資金不足比率	11

平成25年度決算の概要

○ **歳入…市税が2年ぶりの増収 歳出…義務的経費が2年ぶりの減**

歳入面では、個人市民税や市たばこ税の増収等により、市税収入が2年ぶりに増加した。なお、市税収入率は前年度に引き続き向上した。

一方、歳出面では、扶助費が過去最高額を更新したものの、国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置による人件費の減少等により、義務的経費が2年ぶりに減少した。また、投資的経費は「黒崎副都心『文化・交流拠点地区』整備事業」などの大型事業の終了等により減少した。

○ **2年ぶりに財源調整用基金の取崩がゼロとなり、単年度収支が均衡**

歳入面では、法人市民税等の市税収入や株式等譲渡所得割交付金等の県税交付金の決算額が当初予算を29億円上回る一方、歳出面では、国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置に伴う人件費の減少や不用などにより、2年ぶりに単年度収支が均衡することとなった。

これに伴い、平成25年度末における基金残高は前年度の243億円から22億円増加し、265億円となった。

○ **市債残高 … 臨時財政対策債を除く市債残高は減少**

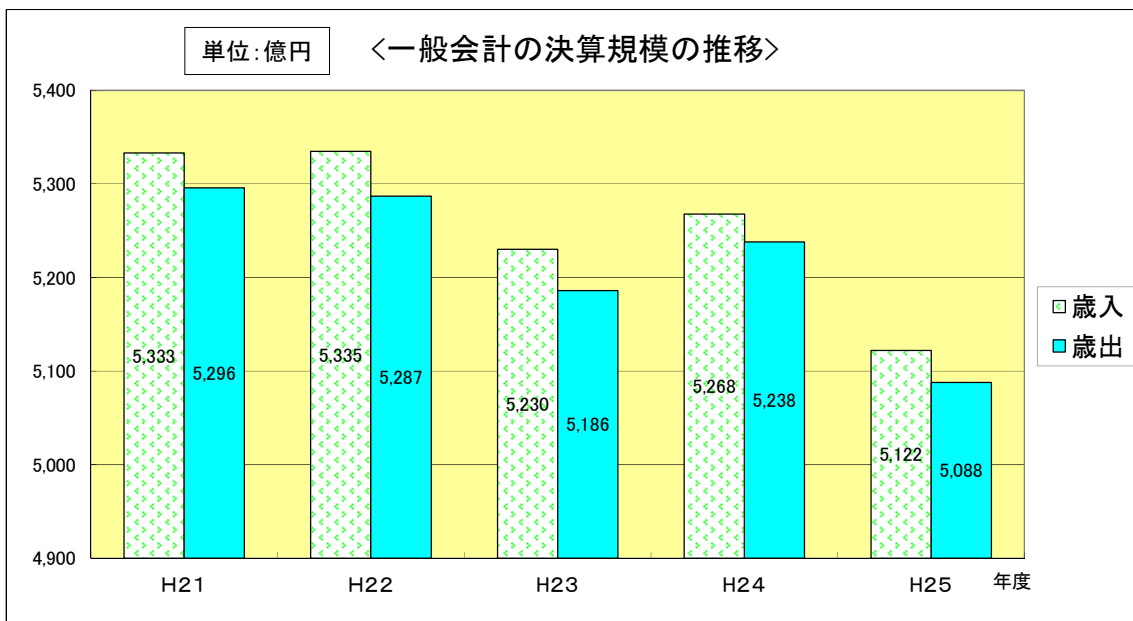
地方交付税の振り替えである臨時財政対策債を除く市債残高は、7,680億円となり、前年度に比べ48億円の減少となった。なお、臨時財政対策債を含めた市債残高は、9,900億円となり、前年度に比べ197億円の増加となった。

1 一般会計

(1) 概要

① 決算規模は、歳入、歳出ともに2年ぶりの減

平成25年度一般会計決算は、歳入決算額5,122億28百万円、歳出決算額5,088億49百万円で、いずれも前年度より減少した。



② 実質収支は47年連続の黒字

実質収支は14億13百万円で、昭和42年度以来47年連続の黒字となった。

(単位：百万円)

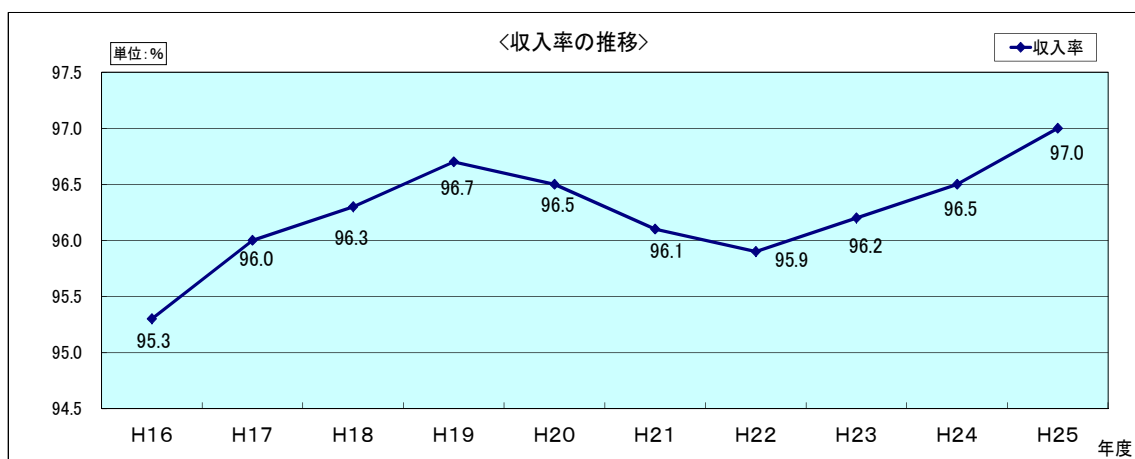
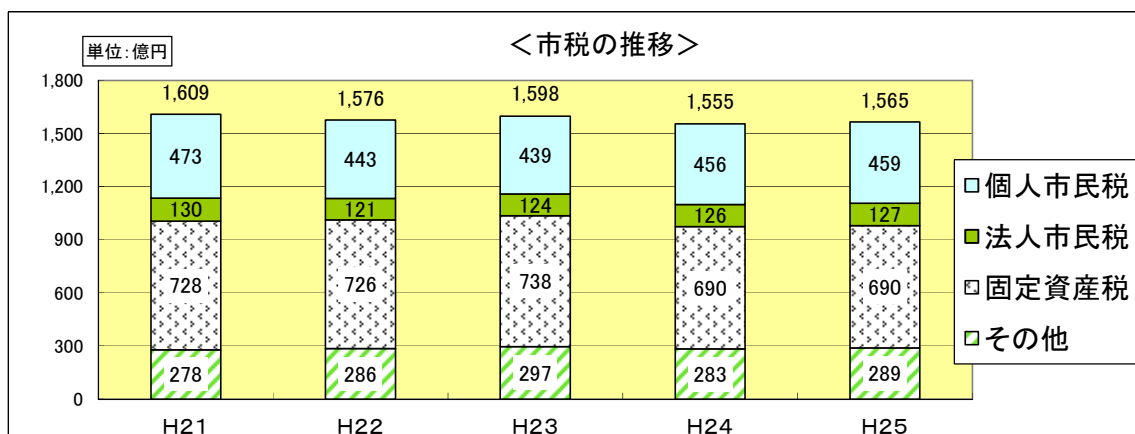
区 分	25年度	24年度	増減額	増減率
歳入決算額(A)	512,228	526,827	△ 14,599	△ 2.8%
歳出決算額(B)	508,849	523,785	△ 14,936	△ 2.9%
形式収支(C=A-B)	3,379	3,042	337	11.1%
繰り越すべき財源(D)	1,966	1,734	232	13.4%
実質収支(E=C-D)	1,413	1,308	105	8.0%

(2) 歳入の主な特徴

① 市税収入 … 2年ぶりの増収

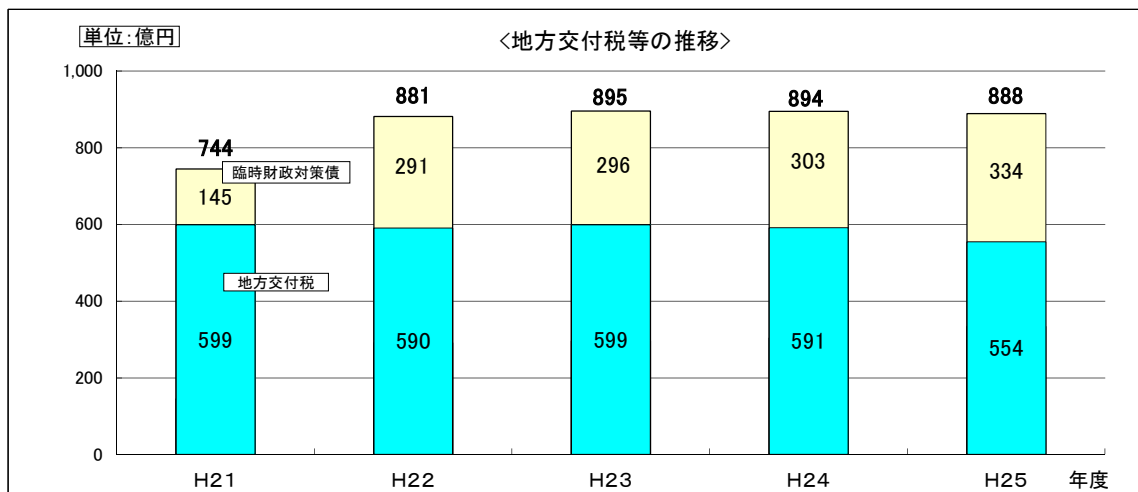
市税全体では、個人市民税や市たばこ税の増収等により、1,565億55百万円と対前年度比10億34百万円(+0.7%)の増収となった。

- ・ 個人市民税は、給与所得に係る納税義務者の増加や、株式等譲渡所得の増加等により、459億20百万円と対前年度3億14百万円(+0.7%)の増となった。
- ・ 法人市民税は、税制改正(法人実効税率の引下げ)の影響があったものの、円安・株高等による企業収益の改善により、126億83百万円と前年度並み(対前年度52百万円(+0.4%)の増)となった。
- ・ 固定資産税は、土地に係る分が地価下落、償却資産に係る分が既存設備の減価により、それぞれ減となった一方で、家屋に係る分が新增築により増となったことなどから、690億5百万円と前年度並み(対前年度3百万円(+0.0%)の増)となった。
- ・ 市たばこ税は、売渡し本数の減はあったが、税制改正(法人実効税率の引下げに対応する県からの税源移譲)による税率の引上げにより、81億92百万円と対前年度8億40百万円(+11.4%)の増となった。
- ・ 市税収入率は、97.0%と前年度に比べ0.5ポイント上昇し、昭和57年度以来31年ぶりに97%台を回復した。



② 地方交付税等 … 前年度より若干の減

地方交付税554億4百万円と臨時財政対策債333億61百万円を合わせた総額は、887億65百万円で、対前年度5億94百万円(△0.7%)の減となった。



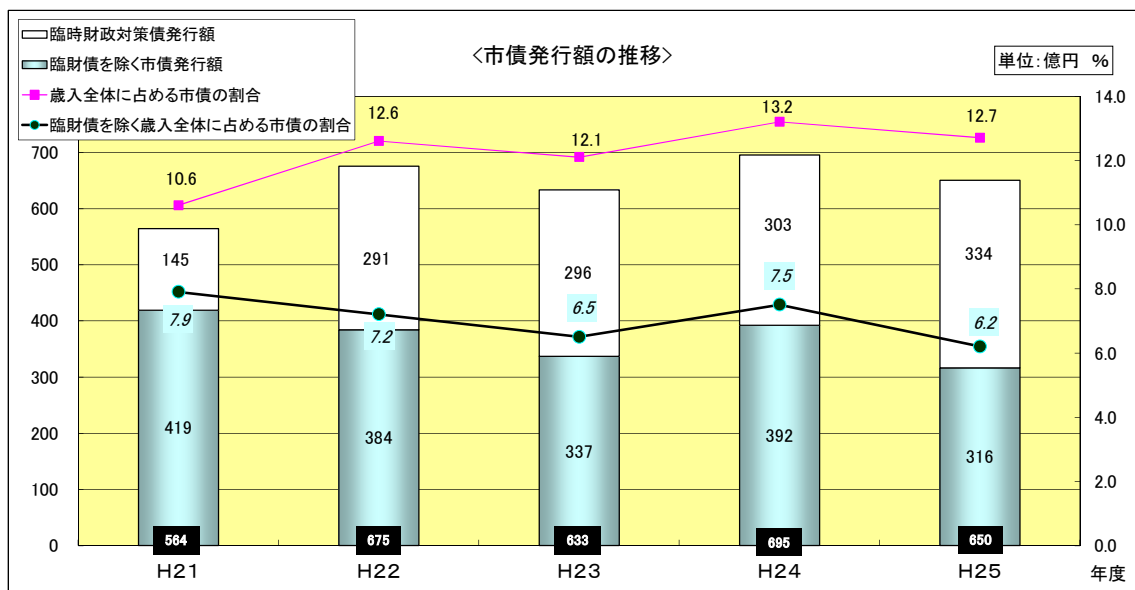
■臨時財政対策債…国の地方交付税への財源不足対策として、平成13年度に創設された地方債。その元利償還金相当額については、全額が後年度地方交付税で措置される。

③ 市債発行額

… 臨時財政対策債を除く発行額は、対前年度76億円の減

地方交付税の振り替えである臨時財政対策債を除く市債発行額は、316億99百万円で、対前年度75億62百万円(△19.3%)の減となり、歳入全体に占める市債の割合は、前年度を1.3ポイント下回り6.2%となった。

なお、臨時財政対策債を含めた市債発行額は、650億60百万円で、対前年度45億16百万円(△6.5%)の減となり、歳入全体に占める市債の割合は、前年度を0.5ポイント下回り12.7%となった。



(3) 歳出(性質別)の主な特徴

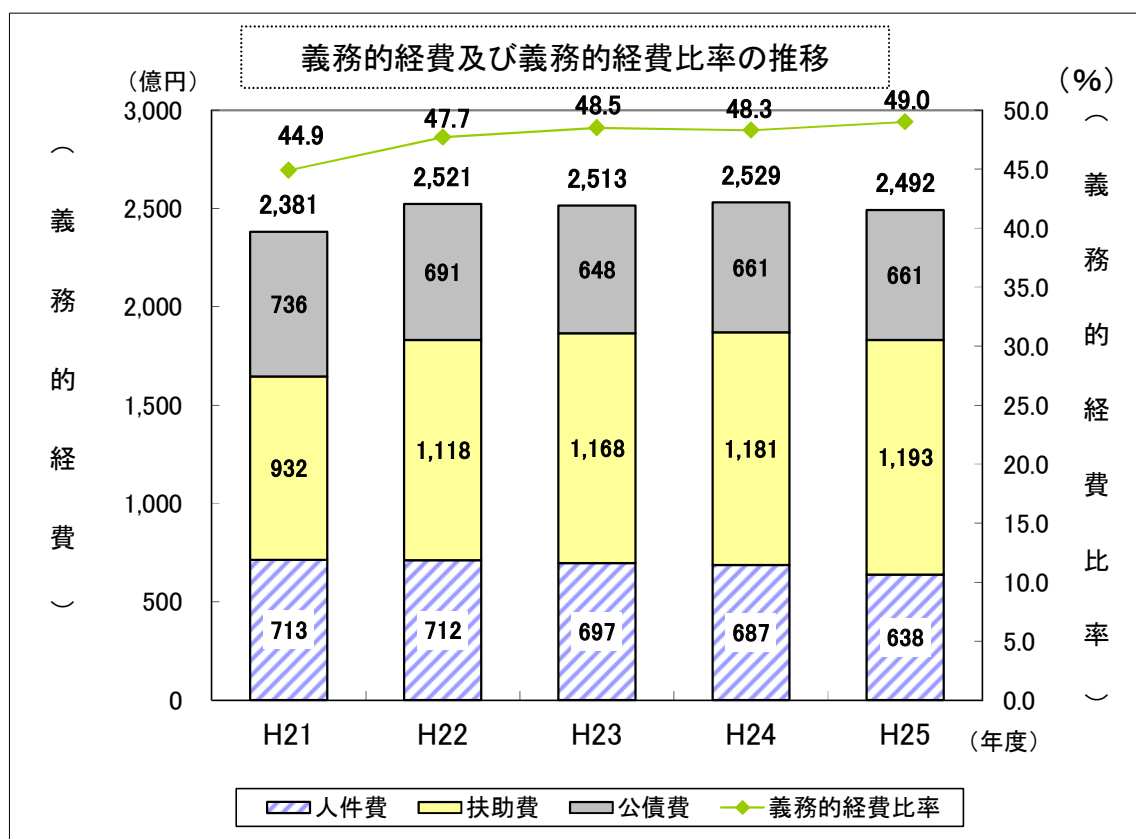
① 義務的経費 … 人件費の減等により2年ぶりの減

人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は2,492億25百万円で、前年度を36億74百万円(△1.5%)下回り、2年ぶりの減となった。一方、義務的経費比率については、歳出総額の減により、49.0%と前年度から0.7ポイント増加した。

人件費は、国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置等により、対前年度48億73百万円(△7.1%)減の638億41百万円となり、人件費比率は、12.6ポイントと過去最低の水準となった。

一方、扶助費は、生活保護費が7年ぶりに減少したものの、障害福祉サービス費の増加等により、対前年度12億32百万円(+1.0%)増の1,192億89百万円となり、過去最高額となった。

また、公債費は、前年度並み(対前年度33百万円(△0.1%)の減)の660億95百万円となった。

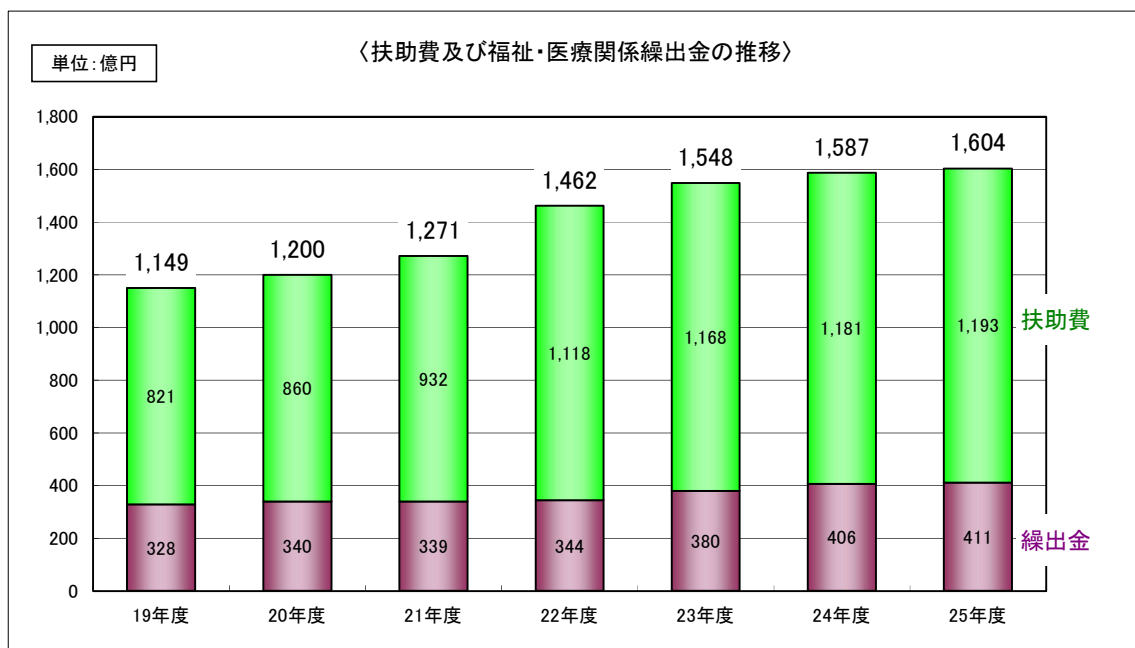


■ 扶助費・・・福祉の法令等に基づいて実施する医療費の援助や各種手当での支給、生活保護費、福祉施設の運営などに要する経費

② 扶助費及び福祉・医療関係繰出金

… 高齢化社会の進展等に伴い、7年連続の増加

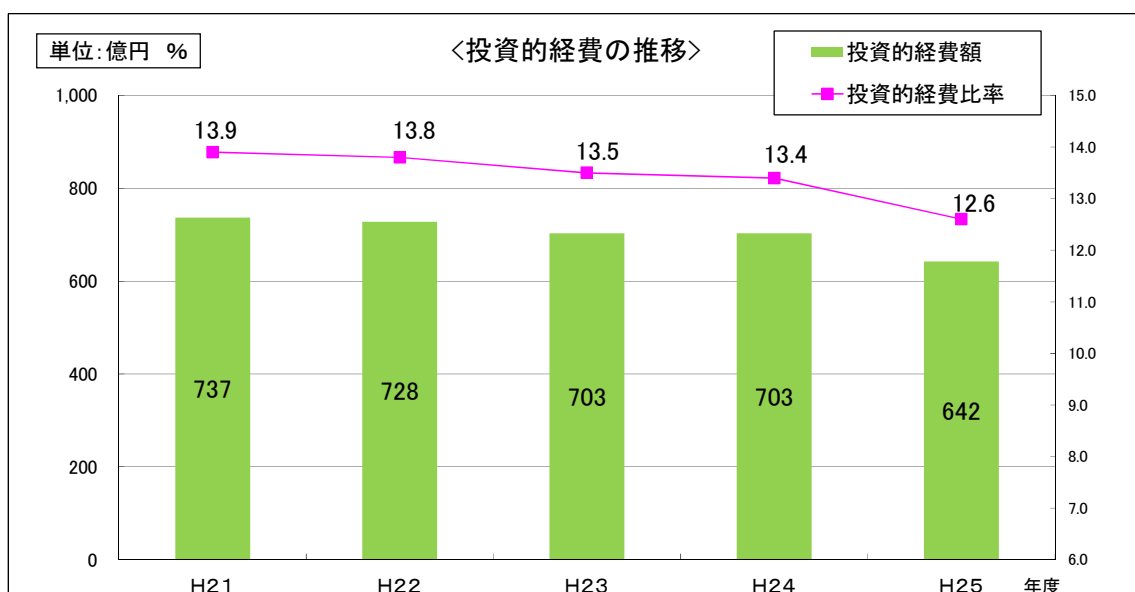
高齢化社会の進展等に伴う扶助費及び福祉・医療関係繰出金は、1,603億54百万円で、対前年度16億96百万円(+1.1%)の増と7年連続の増となった。



■ 福祉・医療関係繰出金… 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金

③ 投資的経費 … 大型事業の終了により減少

投資的経費は、コムシティ改修事業や、黒崎副都心「文化・交流拠点地区」整備事業といった大型事業が終了したこと等により、642億14百万円となり、対前年度60億85百万円(△8.7%)の減となった。投資的経費比率も12.6%で、対前年度0.8ポイントの減となった。

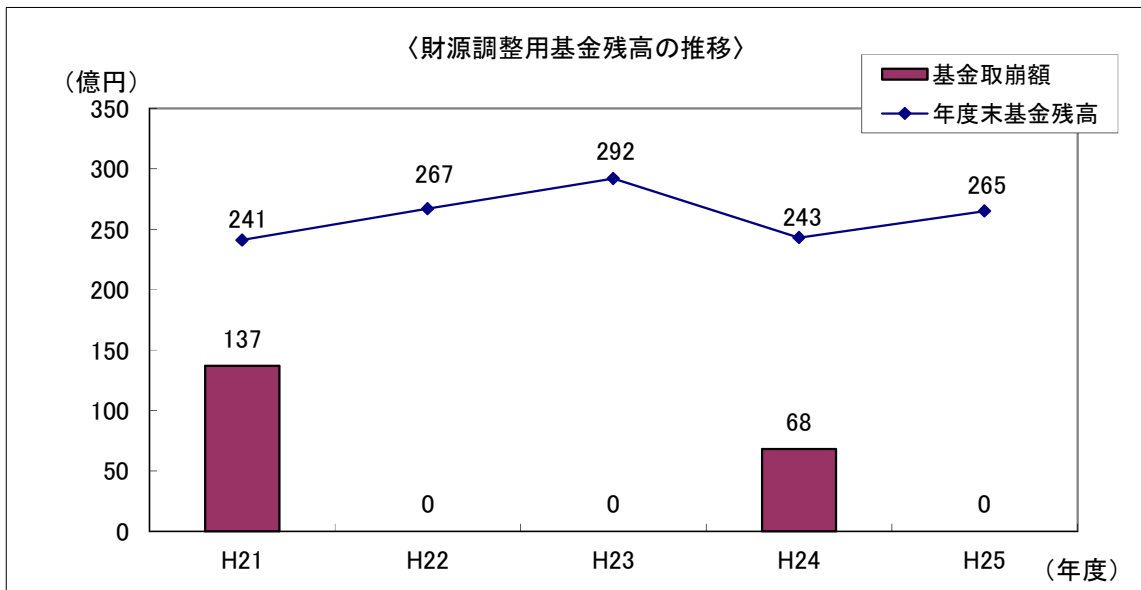


(4) 財源調整用基金残高

… 2年ぶりに財源調整用基金の取崩がゼロとなり、単年度収支が均衡

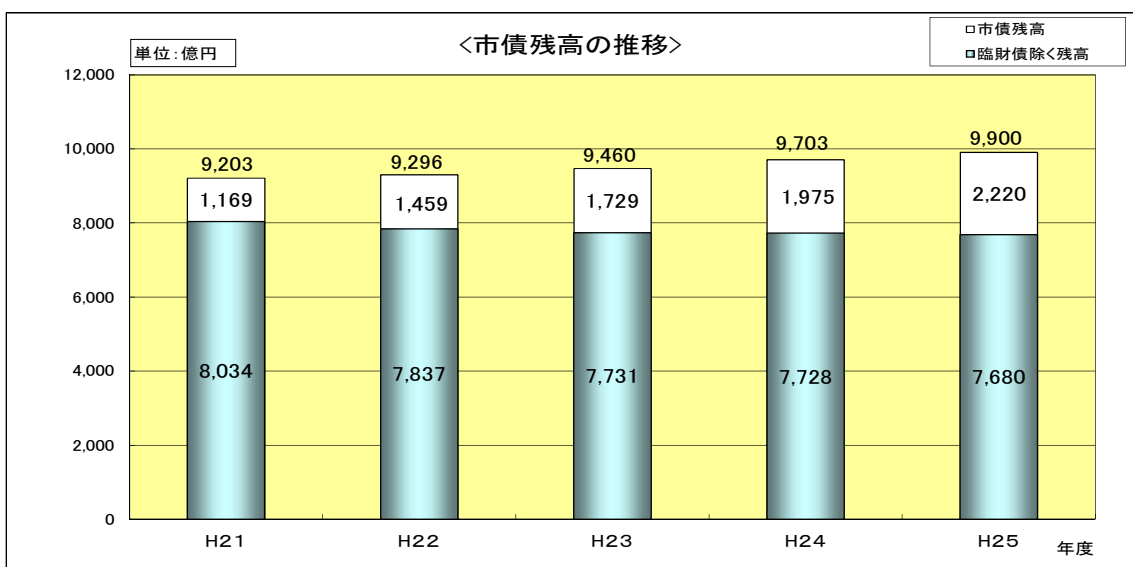
歳入面では、法人市民税等の市税収入や株式等譲渡所得割交付金等の県税交付金が当初予算を29億円上回る一方、歳出面では、国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置による人件費の減少や不用などにより、2年ぶりに単年度収支が均衡することとなった。

これに伴い、平成25年度末における基金残高は前年度の243億円から22億円増加し、265億円となった。



(5) 市債残高 … 臨時財政対策債を除く市債残高は減少

臨時財政対策債を除く市債残高は、7,679億67百万円となり、対前年度47億88百万円(△0.6%)の減となった。なお、臨時財政対策債を含めた市債残高は、9,899億64百万円となり、対前年度196億57百万円(+2.0%)の増となった。



2 特別会計

○ 実質収支は22会計中19会計が黒字

北九州市の平成25年度特別会計決算は、歳入決算額5,240億55百万円、歳出決算額5,107億82百万円で、実質収支は131億34百万円の黒字となった。

22会計のうち、公債償還特別会計、土地取得特別会計及び臨海部産業用地貸付特別会計が収支ゼロ、前記を除く19会計で実質収支は黒字となった。

なお、港湾整備特別会計では、埋立事業において、不動産売払収入が減少したことなどにより、単年度収支は3億13百万円の赤字となり、実質収支の黒字は1億91百万円となった。

3 企業会計

○ 損益収支は5会計中4会計が黒字

平成25年度企業会計決算において、損益収支は上水道事業会計、工業用水道事業会計、交通事業会計、病院事業会計の4会計が黒字となった。

(単位:百万円)

区 分	上水道事業	工業用水道	交通事業	病院事業	下水道事業
損益収支	1,225	364	6	888	△ 179
単年度実質収支	△ 293	207	67	1,135	174
平成25年度末資金剰余	4,791	1,707	1,717	3,537	2,971

(1) 上水道事業会計では、料金収入が減少し減価償却費等が増加したものの、職員給与や企業債利息が減少したことなどにより、損益収支の額は前年度より1億39百万円増加し、12億25百万円の黒字となった。

(2) 工業用水道事業会計では、料金収入は前年度と同程度を確保する一方、固定資産売却益が減少したことなどにより、損益収支の額は前年度より1億8百万円減少したものの、3億64百万円の黒字となった。

(3) 交通事業会計では、料金収入は40百万円減少したものの、職員給与や減価償却費が減少したことなどにより、損益収支の額は前年度より59百万円増加し、3年ぶりに6百万円の黒字となった。

(4) 病院事業会計では、職員給与費が減少した一方、料金収入等が減少したことなどにより、損益収支の額は前年度より2億21百万円減少したものの、8億88百万円の黒字を確保した。

(5) 下水道事業会計では、料金収入の減少のほか固定資産の除却損が増加したことなどにより、損益収支の額は前年度より1億21百万円減少し、1億79百万円の赤字となった。

4 平成25年度における収支改善の取組み

「北九州市経営プラン」に基づく収支改善効果額は、当初目標と同程度の66億円を確保した。

効果額は一般財源ベース(単位:億円)

区 分		効果額	備 考
歳 入	貸付金の繰上償還	2	・病院事業会計への貸付金の繰上償還
	市立障害福祉施設の民間譲渡	3	・市立障害福祉施設のうち3施設を社会福祉法人に有償譲渡
小 計		5	
歳 出	職員数の削減等	10	・人件費の削減 ・退職手当水準の見直し
	事務事業の見直し	51	・裁量的経費等の削減 ・指定管理者制度の新規導入及び更新時の業務見直し
小 計		61	
平成25年度における収支改善効果額		66	

5 健全化判断比率等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められた健全化判断比率等は、フローとストックの両面から財政の健全性を総合的に判断するものである。

(1) 実質赤字比率 …… — % (実質黒字のため、比率なし)

一般会計等の実質的な赤字額の標準財政規模(自治体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模)に対する割合によって、財政運営の健全性を表す指標。

平成25年度決算において実質黒字であったため、実質赤字比率はない。

■本市に適用される基準	早期健全化基準	11.25%
	財政再生基準	20.00%

一般会計等：一般会計、土地区画整理、土地区画整理清算、公債償還、住宅新築資金等貸付、土地取得、母子寡婦福祉資金、臨海部産業用地貸付の各特別会計

(2) 連結実質赤字比率 …… — % (実質黒字のため、比率なし)

企業会計等を含む市全体での実質的な赤字額の標準財政規模に対する割合によって、財政運営の健全性を表す指標。

平成25年度決算において実質黒字であったため、連結実質赤字比率はない。

■本市に適用される基準	早期健全化基準	16.25%
	財政再生基準	30.00%

(3) 実質公債費比率 …… 10.5% 【H24:10.8%】

地方債償還額及び地方債の償還に準じる歳出額の標準財政規模に対する割合によって、財政運営の健全性を表す指標。3ヶ年平均で算出する。(24年度:H22~H24、25年度:H23~H25)

前年度から0.3ポイント減少したが、これは、地方債元利償還金の減少等によるものである。(H22とH25の単年度比較)

■本市に適用される基準	地方債許可制移行基準	18.0%
	早期健全化基準	25.0%
	財政再生基準	35.0%

(4) 将来負担比率 …… 169.3% 【H24:170.3%】

一般会計等の地方債残高をはじめとした、将来負担することが見込まれる各種経費の総額の標準財政規模に対する割合によって、市の将来に向けた財政運営の健全性を表す指標。

前年度から1.0ポイント減少したが、これは、将来負担に充当できる財源調整用基金の残高が増加したことなどによるものである。

■本市に適用される基準 早期健全化基準 400.0%

(5) 資金不足比率 …… — % 【H24: — %】

(H25は資金不足を生じた会計がないため、比率なし)

公営企業会計ごとの資金不足額が、営業収益等の事業規模に対してどの程度の割合があるかによって、公営企業会計の経営の健全性を表す指標。

平成25年度決算においては、前年度と同様、公営企業会計全てにおいて資金不足を生じていないため、資金不足比率はない。

■本市に適用される基準 経営健全化基準 20.0%

健全化判断比率等が基準以上となると…

■早期健全化基準以上である場合 → 【自主的な改善努力による財政健全化】

- ・財政健全化計画(公営企業会計においては、経営健全化計画)の策定の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会及び総務大臣に報告
- ・財政運営に関して、総務大臣による勧告

■財政再生基準以上である場合 → 【国の関与による確実な再生】

- ・財政再生計画の策定及び計画に基づく予算編成の義務付け
- ・財政再生計画の内容を総務大臣に協議し、
 - 同意がない場合＝災害復旧等、一定の場合を除く地方債の起債を制限
 - 同意がある場合＝収支不足額を振り替える地方債(再生振替特例債)が起債可能
- ・財政運営に関して、総務大臣による勧告(予算の変更等を含む)